

第4章 国際家事事件

第2節 離婚

論証 67 離婚の国際裁判管轄

A

離婚事件についてはその国際裁判管轄について明文の規定はない（人訴 29 条 1 項）。そのため、いかなる地に離婚事件の国際裁判管轄が認められるか問題となる。

この点について、争訟性のある身分に関する訴訟事件の国際裁判管轄は、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により、条理に従い決すべきである。

そして、被告の応訴負担を考慮し、その手続保障を図る必要がある。そこで、当事者間の公平の見地から、原則として、被告の住所地が日本にある場合に日本の裁判所の国際裁判管轄が認められると解する。

もっとも、原告の訴権保護の観点から、①原告が遺棄された場合、②被告が行方不明である場合、③その他これに準ずる場合には、原告の住所地に裁判管轄を認めていくことがむしろ当事者間の公平に資する。そこで、かかる場合には、例外的に、原告の住所地が日本にある場合にも、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められると解する。

※ 最判平 8.6.24【百選 104】の枠組みで最大判昭 39.3.25【百選 103】の基準を示した。

※ 人事訴訟法改正案 3 条の 2 第 5 号（夫婦ともに日本国籍を保有）の場合に管轄を肯定する論述

夫婦がともに日本国籍を保有している場合には、両者の共通点である日本の裁判所に管轄を認めることが必ずしも当事者間の公平に反するとはいえない。また、離婚による当事者双方の身分関係の変動を日本の戸籍に反映させる必要性も高いことからすれば、夫婦双方が日本国籍を有する場合の当該訴訟の内国関連性は高いといえる。そこで、夫婦双方が日本国籍を保有している場合には、日本の裁判所に離婚訴訟の国際裁判管轄を認めることができると解する。

※ 人事訴訟法改正案 3 条の 2 第 6 号（夫婦の最後の共通の住所が日本）の場合に管轄を肯定する論述

夫婦の最後の共通の住所が日本である場合には、両者の最後の共通点である日本の裁判所に管轄を認めることが必ずしも当事者間の公平に反するとはいえない。また、離婚原因等の判断に必要な資料は夫婦の共同生活が営まれていた場所に存在するのが通常であることから、証拠収集の観点からは日本の裁判所に管轄を認めることが裁判の適正・迅

速の理念に沿うというべきである。そこで、夫婦の最後の共通の住所が日本である場合には、日本の裁判所に離婚訴訟の国際裁判管轄を認めることができると解する。

第3節 親子関係事件

論証 68 子の親権・監護に関する事件の国際裁判管轄

A

子の親権・監護に関する事件については国際裁判管轄について明文の規定はないため、いかなる場合に日本に国際裁判管轄が認められるか問題になる。

この点について、親権に関する事件については管轄においても子の福祉を重視すべきである。そこで、子の住所地が日本にある場合に日本に国際裁判管轄を認めるべきと解する。

ただし、離婚に伴う親権者指定については、離婚と親権者の指定とが密接な関係を有していることに加え、子の福祉を実現するためには親権者となる者の適格性や生活状況の調査が必要である。そこで、離婚訴訟の管轄が日本に認められる場合には、離婚に伴う親権者の指定について、子の住所地が日本になくとも日本に国際裁判管轄が認められると解する。

※ 本論証は、家事事件手続法改正案及び人事訴訟法改正案を踏まえたものである。家事事件手続法改正案3条の8は、子の住所が日本にある場合にのみ日本の裁判所に管轄を認める。もっとも、人事訴訟法改正案3条の4第1項は、日本の裁判所が離婚訴訟につき管轄を有する場合には、親権者指定についても管轄を有すると規定しており、家事事件手続法3条の8の特則として位置付けられることになる。

論証 69 養子縁組事件の国際裁判管轄

B

養子縁組事件（争訟性がないもの）についてはその国際裁判管轄について明文の規定はない。そのため、いかなる場合に日本に国際裁判管轄が認められるか問題になる。

この点について、養子縁組事件は子の福祉を実現するために裁判所が後見的に関与する事件であるため、管轄の判断においても子の福祉を中心に考えるべきである。そこで、子の生活状況の調査に最も便宜である養子となる者の住所地が日本にある場合に日本の国際裁判管轄が認められるべきである。

また、養親子の生活は養親の住所地で営まれることが多いため、養親となる者の住所地が日本にある場合にも日本の国際裁判管轄が認められると解する。

※家事事件手続法改正案3条の5も基本的に同様の内容。

論証 70 嫡出否認事件及び認知請求事件の国際裁判管轄

B

嫡出否認事件及び認知請求事件については、その国際裁判管轄について明文の規定はない（人訴 29 条 1 項）。そのため、いかなる場合に日本に国際裁判管轄が認められるか問題になる。

この点について、争訟性を有する身分に関する訴訟事件の国際裁判管轄は、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従い決すべきである。

そして、被告の応訴負担を考慮し、その手続保障を図る必要がある。そこで、当事者間の公平の見地から、原則として、被告の住所地が日本にある場合に日本の裁判所の国際裁判管轄が認められると解する。

もっとも、子の福祉を図る必要があるため、子の住所地が日本にある場合にも国際裁判管轄が認められると解する。

論証 71 後見等に関する事件の国際裁判管轄

A

後見等開始の審判の国際裁判管轄は通則法 5 条による。もっとも、後見人の選任・解任その他の後見等に関する事件の国際裁判管轄については明文がないため条理による。

この点について、後見等に関する事件では、被後見人等の保護が重視されるべきである。そして、被後見人等の保護はその生活の本拠のある居住地において最も効果的に図られるといえる。

そこで、被後見人等の常居所地国が日本にある場合に日本の国際裁判管轄を認めるべきと解する。

第4節 扶養請求事件

論証 72 扶養に関する事件の国際裁判管轄

B

扶養に関する事件については明文の規定がなく、かかる事件について国際裁判管轄をいかに解すべきか問題になる。

この点について、被告（相手方）の応訴負担を考慮し、被告等となる扶養義務者の住所地が日本にある場合に日本の国際裁判管轄が認められるべきである。

もっとも、扶養に関する事件においては他の身分関係の訴えに比べて権利者救済の必要性が高い。また、扶養料算定の判断に際しては扶養権利者の生活態様等が重要となり、権利者の住所地に証拠が存在することが多いことに加え、子が権利者となるときには特に子の福祉を重視すべきである。

そこで、扶養権利者の住所地が日本にある場合にも日本に国際裁判管轄が認められると解する。

※ 家事事件手続法改正案3条の10は、扶養義務者であって申立人でない者又は扶養権利者の住所が日本国内にあるときに、日本の裁判所の管轄権を認めている。

第5節 相続関係事件

論証 73 非訟相続事件における国際裁判管轄

B

遺産分割、相続財産管理人の選任、遺言書の検認等、日本で家事審判事件とされている非訟相続事件の国際裁判管轄については、明文の規定がないため、これをいかに解すべきか問題になる。

この点について、実効性の見地から、相続開始時の被相続人の住所又は相続財産所在地が日本にある場合に国際裁判管轄が認められると解する。

※なお、家事事件手続法改正案3条の11は、相続開始時における被相続人の住所が日本国内にあるときに日本の管轄を肯定している。また、相続財産の管理に関する処分についての審判事件等の一定の審判事件については、相続財産が日本に所在する場合にも日本の管轄を認めている（3項）。

※ 遺産分割審判については、遺産分割が本来的には相続人間の合意に基づくものであるため、管轄合意も認められると解される（家事事件手続法改正案3条の11第4項参照）。管轄合意を肯定するのであれば、民訴法3条の7第2項から4項までの規定を準用していくことになる（家事事件手続法改正案3条の11第5項参照）。

※ 訴訟事件については民訴法3条の3第12号・13号により明文があるので注意。

第5章 国際仲裁

第4編 国際取引法

第1章 国際物品売買

論証 74 条約の適用排除合意（黙示の適用排除合意）

B

C I S Gは任意規定であり、当事者の合意によりその適用を排除することができる（C I S G 6条）。もっとも、当事者間の契約において「この契約の準拠法は〇〇法とする」等と合意されているにすぎない場合であっても、C I S Gの適用を排除したと認められるか。

この点について、条約は加盟すると国家法の一部となるので、準拠法として締結国の法を指定した場合には、単に国家法を指定するだけでは適用排除として不十分であり、C I S Gの適用は排除されないと解する。

- ※ この場合、条約で規定されている事項については条約を適用し、条約で適用されていない事項については、指定された準拠法の実質法が適用されることになる。
- ※ 非締約国の法を準拠法として指定した場合には、C I S Gの適用を黙示に排除したと認められやすい。
- ※ 「この契約にC I S Gは適用されない」というように明示的にC I S Gの適用を排除している場合には問題とならない。

第2章 国際運送

第1節 国際海上物品運送

論証 75 国際海上物品運送法の適用方法

B

国際海上物品運送法は国内法であるため、日本法が準拠法として指定された場合に初めて適用されると思われる。もっとも、同法は、条約に基づき規定された法であることから、準拠法選択いかんにかかわらず直接適用されないか。

この点について、同法のもととなる条約の審議過程において直接適用が前提とされていたか疑わしい上に、条約の適用範囲を各国が変更できるとされている。

そこで、国際海上物品運送法については、間接適用により、通則法により日本法が準拠法として指定された場合に適用されると解する。

第3節 国際航空運送

論証 76 モントリオール条約の適用方法

B

モントリオール条約が直接適用されるか。

この点について、同条約は、49条により当事者による準拠法指定や国際裁判管轄の合意を制限するなど強い効力を認めている。

そこで、条約の適用範囲内の事項については、同条約が直接適用されると解する。

※ モントリオール条約 49 条「運送契約中の条項又は損害の発生前に行った特別な合意は、当事者が、これらにより適用する法令を決定し又は裁判管轄に関する規則を変更し、もってこの条約に定める規則に反することを意図する場合には、いずれも無効とする。」

※ モントリオール条約の適用がある場合、国際裁判管轄について特則がある点には十分注意（同条約 33 条）。